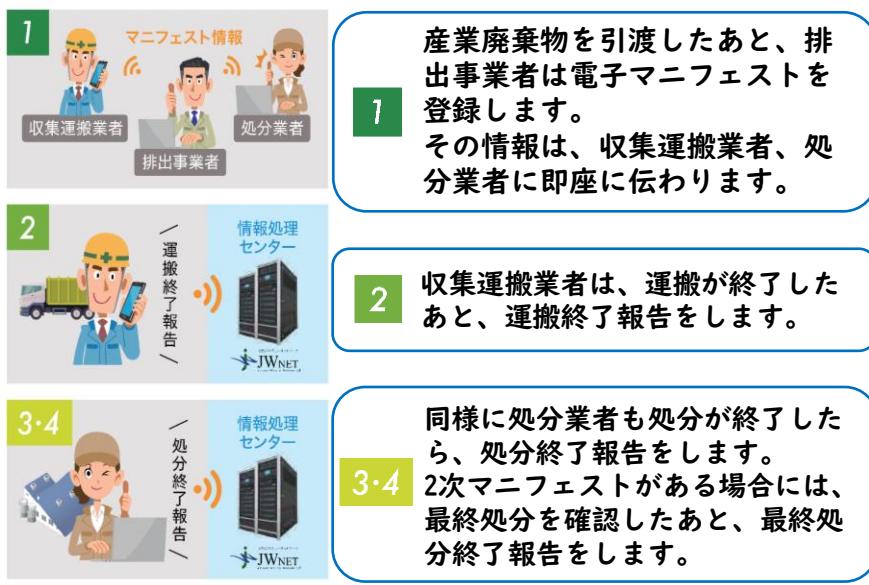
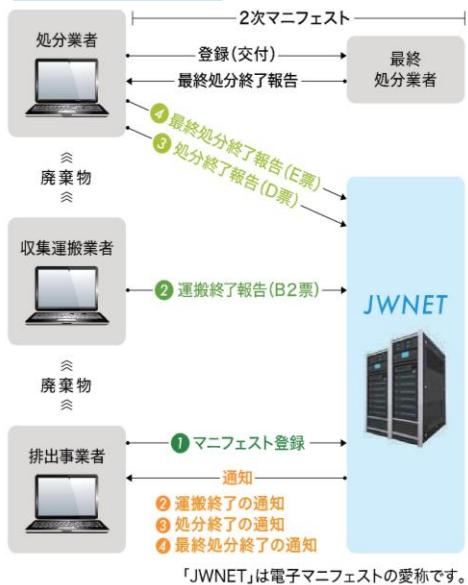


電子マニフェスト、 をはじめませんか！

電子マニフェストとは？

排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の処理状況を自ら把握し、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するための「マニフェスト伝票」を電子化したものです。

～交付の流れ～



電子マニフェストを利用するには？

- 「排出事業者」「収集運搬業者」「処分業者」の3者がそれぞれJWNETに加入する必要があります。
- インターネットを閲覧できるパソコンまたは電子メールがあれば利用できます。

※運用によってはプリンターも必要となります。

※運搬終了報告、処分終了報告はスマートフォン・タブレット端末でも可能です。

「加入者番号」及び「公開確認番号」について

JWNETへ加入する際に、中間処理業者（恵庭市焼却施設）と最終処分業者（恵庭市ごみ処理場）の「加入者番号」及び「公開確認番号」が必要になります。

下記の番号を入力して、加入手続きを行なってください。

● 恵庭市焼却施設

【加入者番号】：3019897

【公開確認番号】：953416

● 恵庭市ごみ処理場

【加入者番号】：3019896

【公開確認番号】：424128



電子マニフェスト利用のメリット

コンプライアンスの保持

- 排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者で同じデータを確認することができます。
- システムでチェックすることで法令で定められた項目の入力漏れがありません。

マニフェストの保管が不要

- マニフェスト情報は情報処理センターに保存されますので、紙を5年間保存する必要がありません。
- マニフェスト情報をいつでも検索・確認・ダウンロード可能です。
- 管理票交付等状況報告が不要になります。

料金表

(税込)

料金区分	A料金	B料金	C料金 (団体加入料金)
基本料※1 (1年間)	26,400円	1,980円	110円
使用料 (登録情報1件につき)	11円	(90件まで無料) 91件から22円	(5件まで無料) 6件から22円
料金区分の目安となる 年間登録件数※2	2,401件以上	2,400件以下	

※1 基本料（1年間）は、4月から翌年3月末までの期間に適用されます。
ただし、年度途中に加入する場合は初年度の基本料は月割で請求されます。

※2 初年度のみ、料金区分の目安となる登録件数が異なります。

排出事業者のみなさんへのお願い

※各施設で、JWNET加入時の「加入者番号」が必要となりますので、収集運搬を依頼される場合は収集運搬業者に「加入者番号」を伝えてください。

※自己搬入される場合は、直接各施設へ伝えてください。

問合せ先

- JWNETへの加入等電子マニフェストに関するこ



サポート
センター

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
0800-800-9023

通話料
無
料

電子マニフェスト紹介動画 » <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/practice/material/dvd/index.html>



- 廃棄物に関するこ

恵庭市生活環境部ゼロカーボン推進室廃棄物管理課 管理担当
TEL : 0123-33-3131 (内線1138・1145) FAX : 0123-33-3137